

受注者の皆様へ

東京都建設局

工期設定における「検査に要する資料作成期間」の当面の運用について

令和6年4月より、労働基準法の改正による時間外労働の罰則付き上限規制が建設業に適用されます。

建設局では、これまで、発注時における工期設定について、工事の性格、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、工事の施工に必要な日数を確保するなど適切に設定してきたところではありますが、当面の間、「検査に要する資料作成期間」について、下記のとおり運用することとしましたのでお知らせします。

つきましては、下記の内容をご確認の上、必要に応じて、監督員へ協議願います。

1. 対象工事

土木工事（単価契約工事、緊急施工は除く）

2. 「検査に要する資料作成期間」に伴う工期延伸

標準となる後片付け期間（20日間）（積算基準共通編Ⅰ）に、必要に応じて「検査に要する資料作成期間」を加算できるものとします。

3. 契約変更

（1）工期の延長

後片付け期間において、受注者から「検査に要する資料作成期間」に伴う工期延伸の請求があった場合は、作業内容等の妥当性を確認し、契約約款第22条により、工期延伸の契約変更をする。なお、工期延伸に伴い、工期が年度を超える可能性がある場合は、受注者は請求を工期末の3か月前までに行ってください。

（2）契約金額の変更

「検査に要する資料作成」に要する費用は、間接工事費に含まれるため、「工事における工期の延長等に伴う増加費用」については対象外とします。

4. 適用日

令和5年10月1日（契約済みの工事も対象とします）